

大阪府障がい児等療育支援事業取扱要領

第1 目的

この要領は、障がい児等療育支援事業の実施について必要な事項を定める。

第2 支援事業の内容

実施機関は、地域の実情に応じて、以下に定める事業を実施する。なお（1）から（4）の事業は全ての実施機関が行うことを原則とする。また、実施機関は、大阪府の承認を得て、事業の一部を他の社会福祉法人等に再委託することができる。

（1）在宅重症心身障がい児（者）訪問支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）及びその家族を対象とした、訪問の方法による療育指導及び相談支援等

（2）在宅障がい児訪問支援事業

在宅の障がい児（者）及びその家族を対象とした、訪問の方法による療育指導及び相談支援等

（3）障がい児外来相談支援事業

在宅の障がい児（者）及びその家族を対象とした、外来の方法による、療育指導、相談支援、生活支援、余暇支援等

（4）施設支援指導事業

児童デイサービス事業者、障がい児通園（デイサービス）事業実施施設、保育所、幼稚園、学校等の職員に対し、在宅障がい児（者）の療育に関する技術の指導

（5）専門集団療育事業

市町村、保育所、幼稚園、学校、医療機関等から紹介を受けた専門的な療育が必要な障がい児を対象に小グループ（5人以上）を形成し、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、支援員・指導員、保育士、心理等を担当する職員を複数配置して行う専門的な療育指導、生活訓練等

（6）ピアカウンセラー派遣事業

実施機関、市町村及び入所施設等からピアカウンセラーの派遣依頼を受け、心理サポートを含めた自立生活支援が必要な事例等ピアカウンセリングの実施が必要と認めた案件に対し行う訪問カウンセリング

第3 支援事業の実施方法

（1）実施計画の策定

実施機関は、関係機関と緊密な連携のもとに、管内の対象者、管内の障害福祉サービス事業者、障がい児通園（デイサービス）事業、保育所、幼稚園、学校及び医療機関等に対しの設置状況等地域の状況を的確に把握し、事業の実施計画を策定し効率的な実施に努めるものとする。

（2）担当職員

相談・指導を担当する職員は、実施機関の長、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、支援員・指導員、保育士、心理を担当する職員等を中心として、対象地域における対象者の障がいや相談内容に応じた職種、人員により実施することとし、各々の相談に対し適切な指導・助言等ができる者をあてるものとする。なお、必要に応じ、他の事業者等の協力を得て、支援を提供できるような連携を図ることとする。

（3）支援方針

① 実施機関は、障がい児（者）の障がいの状況等に応じて、援助プログラムを作成することとする。また、相談又は指導を受けようとする者の希望に基づき、障がい福祉サービス等の利用援助について行うものとする。

② 支援にあたっては、障がい者ケアマネジメントの手法を活用し、市町村が実施する障がい者相談支援事業をはじめ、福祉、就労、教育、保健医療等の関係機関や地域の社会資源との連絡調整を十分に行うものとする。

(4) 利用の申込み

① 相談又は指導を受けようとする者は、原則として、あらかじめ療育支援等申込書(様式第1号)を実施機関の長に提出し、申込みを行わなければならない。

ただし、療育支援等申込書の内容が両者の間で確認できれば、この限りではない。

② 実施機関の長は、相談の申込みがあったときは、審査の上、利用の適否を決定し、速やかに相談の申込みをした者に、原則として、療育支援等決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

ただし、療育支援等決定通知書の内容が両者の間で確認できれば、この限りではない。

(5) 相談等の記録

実施機関は、申込みの状況、相談・指導の適否の決定内容、対象者ごとの相談・指導の内容について記録し、適切な事後処理に努めるとともに指導の一貫性を保つよう配慮するものとする。また、必要に応じて府に報告しなければならない。

(6) 秘密の保持

この事業の実施にあたって職務上知り得た障がい児(者)及び家庭に関する情報について、正当な理由なく漏らしてはならない。また、個人情報の保護については、万全を期さなければならない。

(7) 事業の周知

実施機関は、広報等を利用し、この事業の概要(指導の内容、指導方法等)を在宅障がい児(者)の家族等、児童デイサービス事業者、障がい児通園(デイサービス)事業実施施設、保育所、幼稚園、学校及び医療機関等の長及び職員に周知徹底すること。

第4 事業実施の記録等

府は、本事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、必要に応じて事業の実施状況について調査を行うものとする。

実施機関は、事業の実施状況及び事業の収支の経理状況を明らかにできる記録を整備しておくものとし、大阪府が指示した場合は、実地指導を受けなければならない。

附 則

この要領は、平成9年1月22日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月28日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年3月8日から施行し、平成14年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。